

鹿児島県地域公共交通燃料油価格高騰対策事業
支援金交付申請要領

【令和 7 年 4 月 1 日～5 月 21 日分】

令和 7 年 8 月

鹿児島県 交通政策課

I. 支援金の概要

1 趣旨

燃料油価格高騰により厳しい経営環境にある路線バス事業者、タクシー事業者、自動車運転代行業事業者、トラック運送事業者（以下「支援対象事業者」という。）に対し、燃料油購入の負担軽減を行い、引き続き事業継続がなされるよう支援金を交付します。

2 対象事業者

対象事業者は、次の(1)～(4)のすべてに該当する支援対象事業者とします。

- (1) 鹿児島県内に本店、支店又は営業所があること。
(鹿児島運輸支局に登録されている車両を保持している事業所に限る。)
- (2) 公営企業でないこと。
- (3) 引き続き事業実施の意志がある事業者であること。
- (4) 代表者、役員及び従業員が鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。

3 支援対象事業者に対する支援金の額

ア 路線バス事業者

次の要件を満たす車両 1 台につき、予算の範囲内で 27,000 円を超えない額

- ◎以下の基準日において、路線バスとして使用し、国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局に登録されている、又は登録されていた、県内の本店、支店又は営業所に所属している乗合バス車両又はこれに準ずる車両（リース車両を含む）※貸切、限定及び特定旅客に使用する車両は除く

基準日(令和7年4月1日)時点において登録されている車両 ＜令和7年4月1日～5月21日分＞	1台につき、 27,000円
---	-----------------------

イ タクシー事業者

次の要件を満たす車両 1 台につき、使用している油種により予算の範囲内で 13,000 円を超えない額

- ◎以下の基準日において、タクシーとして使用し、国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局に登録されている、又は登録されていた、県内の本店、支店又は営業所に所属しているタクシー車両又はこれに準ずる車両（リース車両を含む。）

基準日(令和7年4月1日)時点において登録されている車両 ＜令和7年4月1日～5月21日分＞	・ オートガス（自動車用LPガス） ： 11,000円／台
	・ ガソリン又は軽油 ： 13,000円／台
	・ ガソリン及びオートガス （LPGハイブリッド） ： 12,000円／台

ウ 自動車運転代行業事業者

次の要件を満たす車両 1 台につき、予算の範囲内で 6,000 円を超えない額

- ◎以下の基準日において、随伴用自動車として使用し、鹿児島県公安委員会に認定手続きの際に届け出ている、又は届け出ていた、県内の本店、支店又は営業所に所属している車両又はこれに準ずる車両（リース車両を含む。）

基準日(令和7年4月1日)時点において登録されている車両 ＜令和7年4月1日～5月21日分＞	1台につき、6,000円
---	--------------

エ トラック運送事業者

次の要件を満たす車両 1 台につき、予算の範囲内で 6,000 円を超えない額

- ◎以下の基準日においてトラックとして使用し、国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局に登録されている、又は登録されていた、県内の本店、支店又は営業所に所属しているトラック車両又はこれに準ずる車両（リース車両を含む。）

基準日(令和7年4月1日)時点において登録されている車両 ＜令和7年4月1日～5月21日分＞	・大型自動車：6,000 円／台
	・中型自動車：4,000 円／台
	・小型自動車：4,000 円／台
	・軽自動車：1,000 円／台

※大型自動車は車両総重量 11 トン以上又は最大積載量 6.5 トン以上、
中型自動車は車両総重量 5 トン以上 11 トン未満又は最大積載量 3 トン以上 6.5 トン未満、
小型自動車は大型自動車及び中型自動車のいずれにも該当しない自動車とする。
ただし、被牽引車は除く。

4 不交付要件

次の(1)、(2)のいずれかに該当する者に対しては支援金を交付しません。

- (1) 代表者、役員及び従業員が鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者
- (2) 前1号に掲げる者のほか、本支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと知事が認める者

5 申請書類

申請に必要な書類を確認し、すべての書類が整ったことを確認のうえ、提出してください。

必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。なお、提出された書類は返却しませんので、申請書類は必ず控えを保存しておいてください。

※郵送で申請する場合は、全てA4サイズ・片面印刷・ホッチキス留めなしで提出してください。

【申請に必要な書類】

①	必須	鹿児島県地域公共交通燃料油価格高騰対策事業支援金交付申請書兼請求書（別記第1号様式） 様式は専用ホームページからダウンロードできます。 必要事項を記入し、<u>全2ページ</u>を提出してください。
②	必須	県税の未納がないことを証する納税証明書 各地域振興局・支庁で発行できます。<u>申請日以前3カ月以内</u>の証明日付のものを提出してください。
③	必須	車両一覧表（別紙第2号様式） 様式は専用ホームページからダウンロードできます。 対象となる車両の車両番号（ナンバープレートの下4桁）が小さい順に記入してください。 ※<u>タクシー事業者・トラック運送事業者は、種類ごとに分けて、小さい順に記入してください。</u>
④	必須	すべての対象車両の自動車検査証記録事項（車検証）の写し（A4原寸大） 基準日(令和7年4月1日)時点で登録されている車両が対象です。 <u>基準日以降に車検を受けた対象車両については、車検証の「記録年月日」が基準日以前である車検証が必要です。詳しくは専用ホームページの「自動車検査証記録事項について」をご覧ください。</u> ※<u>車両一覧表に記入した順番に並べて提出してください。</u>
⑤	代行のみ 必須	自動車運転代行保険の写し 登録車両の情報が明記されているもの、基準日(令和7年4月1日)時点で有効であるものを提出してください。なお、国土交通省令で定める基準（損害賠償額:対人8,000万円以上、対物・車両200万円以上）に適合する代行保険である必要があります。
⑥	新規 の場合	【法人】法人名義の振込先口座の通帳の写し 【個人】申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し いずれも、金融機関名・口座種別・口座番号・口座名義人等の内容が確認できる表面と通帳を開いた1、2ページ目の写しを提出してください。 事業の認可書、許可書又は認定証の写し ・路線バス事業者…一般乗合旅客自動車運送事業者の認可書、許可書の写し ・タクシー事業者…一般乗用旅客自動車運送事業者の認可書、許可書の写し ・自動車運転代行業事業者…公安委員会から発行された「認定通知書」または認定を受けたことを示す「標識」の写し ・トラック運送事業者…貨物自動車運送事業の認可書、認可書の写し
	前回申請時から変更がある場合	変更になったことを証明する確認書類の写し 事業者の代表者・名称・住所の変更等があった場合、<u>法人の場合は履歴事項全部証明書等、個人の場合は運転免許証の写し等</u>を提出してください。
⑦	路線バス のみ (該当あれば)	移動円滑化基準適用除外認定書の写し 路線バスにおいて、用途が「乗用」であるが、地域のコミュニティバス運行等に利用されている場合は認定書の写しを提出してください。

II. 交付申請方法

交付申請は、次のとおり申請できるものとします。

【申請期間】令和7年8月7日（木）～ 令和7年9月26日（金）

〔電子申請〕締切日の23時59分まで 〔郵送申請〕締切日の当日消印有効

【申請方法】

〔電子申請〕専用ホームページ上から申請できます。

専用ホームページ <https://nenryousien2025.pref.kagoshima.jp>



・上記の申請フォームに交付申請書兼請求書と必要書類を添付してお送りください。
(郵送の必要はありません)

※添付ファイルが2MBを超える場合は、アップロードできません。

お手数ですが、事務局までご連絡ください。

〔郵送申請〕「5.申請書類」に定める書類を、以下の宛先に郵送してください。

<宛先>

〒892-8799

鹿児島東郵便局留

鹿児島県地域公共交通燃料油価格高騰対策事業事務局 宛

支援金交付申請書在中

・申請書類の様式は、専用ホームページ <https://nenryousien2025.pref.kagoshima.jp>からダウンロードしてください。

※諸般の事情によりダウンロードできない事業者については、事務局までお問い合わせください。

- ・書類の記入には、鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンは使用しないでください。
- ・書類をA4サイズに統一し、片面印刷、ホッチキス留めなしで提出してください。
- ・簡易書留又はレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。
- ・差出人の住所及び申請者名を必ず明記してください。
- ・送料は必ず申請者側でのご負担をお願いします。

※持参による申請、ファックスによる申請は受け付けておりません。

Ⅲ. 交付の決定等

1 補助金交付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査したうえ、適正と認められるときは補助金を交付します。

2 通知

申請書類の確認の結果、補助金の交付を決定したときは、後日、交付に関する通知書を発送します。補助金の給付後においても申請書に添付した書類については5年間保存し、提出を求められたときはこれに応じてください。

3 補助金の返還

本補助金交付決定後、次の(1)～(3)の事項に該当する場合は、補助金の交付決定を取り消します。この場合、交付済みの補助金を返還していただきます。

- (1) 虚偽の申請により補助金の交付を受けた者
- (2) 不正な手段により補助金の交付を受けた者
- (3) 正当な理由なく事業を実施しない者、又は実施する意思が認められないと判断される者

Ⅳ. お問い合わせ先

鹿児島県地域公共交通燃料油価格高騰対策事業事務局

TEL：099-202-0950 FAX：099-202-0960

受付時間 9:30～17:30（うち 12:00～13:00，土日祝日を除く）

【鹿児島県ホームページ】

<http://www.pref.kagoshima.jp/ac08/nennryouyukoutousien.html>

※申請の際は、必ず事前に鹿児島県のホームページをご確認ください。